

性搾取のない社会へ 業者や買春者への 処罰と被害者保護を



緊急院内集会「日本の人身取引と買春社会—文京区タイ人少女人身取引事件から見えるもの」(2025年11月21日)で。左から大東文化大学特任教授の齋藤百合子さん、筆者・仁藤夢乃さん、弁護士の角田由紀子さん

東京・新宿の歌舞伎町を中心に、少女たちを性搾取から救出する活動を続ける仁藤夢乃さんに、買う側の処罰化や被害者保護と支援について寄稿してもらいました。【注意】この記事には性被害に関する記述が含まれます。気分を害する恐れのある方は注意ください。



一般社団法人
Colabo代表理事
仁藤夢乃

日本で堂々と行われて いる性搾取

12歳のタイ人の少女を1カ月で60人以上の男性が買ったことに社会は衝撃を受けていますが、私たちが路上で出会う少女たち、そしてバスカフェを利用する少女のなかには12歳という年齢は珍しくありません。相手が成人していれば良いということではありませんが、子どもに対する買春すら、性搾取や人身

取引の問題として捉えられていない日本社会では、少女や女性に対する性搾取が堂々と行われています。年末の国会で高市首相が「買春処罰」に言及しましたが、売らされる側の女性の処罰はそのままだけで、脱性売買支援もありません。買春側の処罰さえ行えばよいとされないか心配です。現在の売春防止法では、性売買を持ちかけた罪(勧誘等罪)で買われた者、多くは女性だけが捕まりますが、女性処罰はそのままに買春も罰するという点では、搾取の構造、力関係は変わりません。買われた女性が被害を訴えられないのは、処罰の対象になっていないからです。お金を性を買うことは一番簡単な支配の方法です。性売買を人権侵害と認識し、商品とされる女性と買う側・業者の力関係を逆転させる必要があります。

北欧やフランスの 脱性売買支援

スウェーデンやカナダ、フランスなどではすでに、買春処罰と女性の非犯罪化、脱性売買支援を行う法律があります。女性が性売買から脱するには女性の非処罰が必要です。

日本では、風俗店を含む性売買の現場では女性へのあらゆる暴力が正当化されています。母乳や妊娠、生理中の女性も売買の対象とされ、女性に知的障害があることを宣伝文句にする店もあります。「風俗法」「風俗営業等の規則及び営業の適正化に関する法」では、挿入以外のあらゆる性行為、キス、全身や男性器をなめる、膣に指を入れる、口内発射、飲尿や食糞などが

買春者・業者へ
重い罰金
フランスでは性売買斡旋者は15万(約250万円)の罰金、店を持つと最大75万(約1億3千万円)とされ、買春をもちかけると初犯最大25万円の罰金、再犯はもっと高く、犯罪者として登録され、仕事にも影響し、公職にもつけないなどいいます。韓国でも、業者が性売買で

の暴力行為や危険な行為も「性交類似行為」として合法化されています。事実上届け出ただけで買春が行われている日本では、路上の売買春を取り締まっても「買いたければ風俗店へ」「生活に困っているなら店で働け」と、搾取の構造は変わらず、それどころか、性売買業者の利益につながっています。

2016年にフランスで買春処罰法を導入することに尽力した元国会議員のモード・オリビエさんが、先日、来日しました。歌舞伎町を一緒に歩き、少女や女性たちが街なかで平然と売り買いされているようすを目の当たりにし、夕食を食べられないほどにショックを受けていました。

得た利益を回収し、被害者支援に充てる仕組みがあります。日本にもそのような法律を導入すれば、歌舞伎町は性搾取の街から福祉の街に変わるはずです。日本では、警察と性売買業者の癒着も深刻で、先日、性売買に女性をあつせんするスカウト(犯罪)組織に警察が活動場所や情報を提供していたことが報じられました。性搾取のなかにいる

少女たちに手を差し伸べようとすると、命の危険を感じるほどの嫌がらせを受け、警察も行政も守ってくれない

「女性人権センター」 建設へ

そんな状況だからこそ「嫌がらせにも屈せず、追い出されることのない活動拠点が必要だ」と、「女性人権センター」建設プロジェクトを立ち上げました。日本一性搾取が深刻な街、新宿・歌舞伎町に、被害少女を支える包括的な支援拠点を建設します。

「女性人権センター」で実現したいことは4つ。①男社会からの暴力に屈しない女たちの活動拠点 ②虐待や性搾取のなかにいる少女たちとつながり、支えの支援拠点 ③性搾取や女性差別、女性の人権に関する学習・交流拠点 ④若手活動家の活動拠点となることです。性搾取・女性差別に抗う女性たちが出

ことをこの15年間、身をもって経験してきました。声をあげる女性に対する攻撃はここ数年で激化しています。活動していく女性運動の基盤となることを目指します。土地購入と建設には10億円が必要で、4年間かけて寄付を集め、2030年に歌舞伎町に「女性人権センター」を建設したいと考えています。Colaboは年末年始、毎年とても忙しい年になります。寒くなる中、公的機関も閉まり、安心して過ごす家がない子たちの状況が悪くなる時期だからです。少女たちへのお年玉と

「女性人権センター」の構想
1階/食事提供や就労支援
2階/被害実態の企画展、市民が女性の人権を学び、交流できる反性搾取ライブラリー
3階/差別に抗い声を上げる活動拠点かつ脱性売買したい女性ガイダンスができる場
4階/若年女性支援の拠点
5階/シェルター(暴力からの避難、住むところがないなど緊急時の宿泊・保護)
※くわしくは、「Colabo女性人権センター」で検索

あけましておめでとうございます

<p>日本母親大会連絡会 〒102-0084 東京都千代田区一番町二丁目一 TEL:03-3333-0183 FAX:03-3333-0186</p> <p>婦人民主クラブ 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二丁目一 TEL:03-3478-3303 FAX:03-3478-3307</p> <p>全国商工団体連合会 〒111-8575 東京都豊島区目黒一丁目三丁目一 TEL:03-3598-7439 FAX:03-3598-7439</p> <p>全国労働組合総連合 〒113-8462 東京都文京区湯島二丁目四丁目一 TEL:03-3584-5611 FAX:03-3584-5611</p> <p>農民運動全国連合会 〒173-0025 東京都板橋区藤野町四丁目一 TEL:03-3596-2224 FAX:03-3596-2224</p> <p>日本自治体労働組合総連合 〒112-0012 東京都文京区本郷一丁目一丁目一 TEL:03-3597-3580 FAX:03-3597-3580</p> <p>全日本年金者組合 〒100-0001 東京都千代田区千代田一丁目一丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p> <p>日本民主青年同盟中央委員会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p> <p>原水爆禁止日本協議会 〒113-0033 東京都文京区湯島二丁目四丁目一 TEL:03-3584-2631 FAX:03-3584-2631</p> <p>核兵器禁止・原爆被害に国の償いを 日本原水爆被害者団体協議会 〒105-0014 東京都港区芝大門一丁目一丁目一 TEL:03-3543-1897 FAX:03-3543-1897</p> <p>日本平和委員会 〒105-0014 東京都港区芝一丁目九丁目九丁目一 TEL:03-3545-2637 FAX:03-3545-2637</p> <p>非核の政府を求める会 〒113-0033 東京都文京区本郷二丁目一丁目一 TEL:03-3584-6588 FAX:03-3584-6588</p> <p>日本共産党国会議員団 〒100-8991 東京都千代田区永田町二丁目一丁目一 TEL:03-3558-3530 FAX:03-3558-3530</p> <p>憲法を守りいこう！ 全日本教職員組合(全教) 〒102-0001 東京都千代田区一番町二丁目一丁目一 TEL:03-3521-0213 FAX:03-3521-0213</p>	<p>全日本建設交通一般労働組合 〒169-0073 東京都新宿区百人町四丁目二丁目一 TEL:03-3366-8021 FAX:03-3366-8021</p> <p>女性性被害 〒113-0033 東京都文京区本郷二丁目二丁目二丁目一 TEL:03-3581-6161 FAX:03-3581-6161</p> <p>全国保育団体連絡会 〒162-0037 東京都新宿区大宮一丁目一丁目一 TEL:03-3625-3271 FAX:03-3625-3271</p> <p>障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 〒102-0004 東京都千代田区一番町二丁目一丁目一 TEL:03-3521-0213 FAX:03-3521-0213</p> <p>全国教育文化会館(日本労働者センター) 〒100-0001 東京都千代田区千代田一丁目一丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p> <p>全国保険医団体連合会 〒151-0053 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目一丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p> <p>全日本民主医療機関連合会 〒113-8465 東京都文京区湯島二丁目四丁目一 TEL:03-3584-2631 FAX:03-3584-2631</p> <p>花には太陽を、子どもには平和を 日本子どもを守る会 〒100-0005 東京都千代田区千代田一丁目一丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p> <p>自治体問題研究所 〒162-0012 東京都新宿区大宮一丁目一丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p> <p>治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部 〒113-0033 東京都文京区湯島二丁目四丁目一 TEL:03-3584-2631 FAX:03-3584-2631</p> <p>ジェンダー平等をめざして「女性のひろば」編集部 〒100-0001 東京都千代田区千代田一丁目一丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p> <p>自由法曹団 〒112-0014 東京都文京区関口二丁目一丁目一 TEL:03-3537-8557 FAX:03-3537-8557</p> <p>東京法律事務所 〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目一丁目一 TEL:03-3558-3530 FAX:03-3558-3530</p> <p>東京合同法律事務所 〒100-0001 東京都千代田区千代田一丁目一丁目一 TEL:03-3577-5701 FAX:03-3577-5701</p>
--	---